



中津市監査委員告示第 12 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年6月17日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

# 措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 定期監査

課 名：地域振興・広聴課

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 支出事務について</p> <p>① 移住・定住支援事業補助金において、対象者への交付要件である、5年以上定住したことの確認（追跡調査）及び、当該年度の3月31日までにUターンを完了していることについての確認を行っていなかった。 補助金交付要綱に準じた適正な事務処理を求める。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症対策NPO法人事業継続支援補助金については、コロナ禍による事業継続のために必要な運営等の経費の補助を行うものであるが、対象団体への交付要件調査が不十分と思われる事例が見受けられた。 事業を行う際には、事業内容の十分な聞き取りを行い、交付要綱に沿った、事業継続のために必要不可欠な経費についての補助を行われたい。</p> <p>③ 中津市周辺地域振興対策事業補助金については、地域住民が主体となって実施する地域の振興等に資する事業助成を行うものであるが、花火大会経費348,689円の大半を占める330,000円が業者実施の事業となっていた。 より補助金交付要綱に沿った、地域住民が主体となって実施し、地域の振興、活性化等に資することができるような事業助成を望む。</p> <p>(2) 契約事務について</p> <p>JR駅舎管理委託業務については、前回平成29年度定期監査で指摘済みであるが、前回同様、4月1日午前6:30業務開始の見積執行を4月1日午前6:00に行っており、業務履行に問題が生じていると思われる事項の改善が行われていなかった。 次回契約時は、4月1日契約を避けた長期継続契約を行う等の検討を求める。</p>	<p>ご指摘のとおりです。 追跡調査をするためには個人情報保護の観点から申請者の同意が必要となりますので、今後は、申請時の誓約書に追跡調査の実施に異議ない旨記載を頂き、追跡調査を行うよう改め、適正な事務処理に努めます。</p> <p>ご指摘のとおり、事業内容の聞き取りが十分でなかった点もございますので、今後、事業を行う際には、事業内容の十分な聞き取りを行ったうえで、交付要綱に沿った補助を行うよう努めます。</p> <p>花火大会については、コロナの影響により地域の盆踊り大会に代わる行事として行われたものであり、メインが花火の打ち上げとなるため、経費の大部分が専門業者への花火代となりますが、花火大会の準備・運営を住民が行うことで目的は達成できたと考えています。また、交付にあたっては行政経営改革室とも協議の上で行ったものです。 なお、ご指摘は真摯に受け止め、今後も、行政経営改革室と事業内容を十分協議の上、交付要綱に沿った事業となるよう留意いたします。</p> <p>今回指摘を受けたことを課員全員で共有するとともに、次回契約時は業務履行に問題が生じないよう、4/1付契約を避けた長期継続契約を行います。</p>	

# 措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 定期監査

課 名：清掃管理課・清掃施設課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 支出事務について</p> <p>委託業務完了通知書の添付はあるが、写真や作業内容等の詳細な報告書の添付が無かった。委託業務の履行確認はどのように行ったのか。また、契約書第4条に検査及び引渡しについて謳われているが、検査調書、業務目的物引渡書の添付も無かった。契約内容に沿った適切な事務処理に努められたい。</p> <p>(2) 契約事務について</p> <p>中津市随意契約ガイドラインに基づく随契理由書及び随契チェックシートが添付されていないものや、課税(免税)業者届出書の添付が無いものが散見された。契約を行う際は中津市契約事務マニュアルや中津市随契ガイドラインに基づき適切な契約事務を遂行されたい。</p> <p>また、現場説明を行った修繕業務に、現場説明書及び受付名簿が添付されていないものが散見された。</p> <p>仕様書・図面等を現場説明書として使用した場合でも、現場説明書として使用したことがわかるように、現場説明参加者名簿等を表紙につけて保存するよう求める。</p> <p>(3) 財産管理事務について</p> <p>① 市有財産台帳（中津市有財産規則第4号様式）に必要な書類の添付漏れ等の整備漏れが散見された。市有財産の適正な管理のため速やかな台帳整備を求める。</p> <p>② 備品台帳の整備が不十分なものが見受けられた。備品の適正な管理のため、備品台帳（庁舎外施設にあっては写真添付）の整備を求める。</p>	<p>今回の指摘を受け、今後は相手方の提出書類など、十分な確認を行うとともに、細心の注意を払い契約内容に沿った適切な事務処理に努めます。</p> <p>今回の指摘を受け、契約事務全般の流れを課内で再確認するとともに、特に随契理由書及び随契チェックシート、また、課税（免税）業者届出書等の添付書類や現場説明書の扱い等、中津市契約事務マニュアルや中津市随契ガイドラインに沿った適正な事務処理に努めます。</p> <p>財産台帳に不足している図面等は調査の上、令和4年7月15日までに整備します。今後は、指摘事項を踏まえ、適正な事務処理に努めます。</p> <p>備品台帳の整備について、早急な管理状況の確認及び標識の貼付を行い、調査の上、令和4年7月15日までに完了します。今後は、指摘事項を踏まえ、適正な事務処理に努めます。</p>	

課 名：清掃管理課・清掃施設課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(4)その他</p> <p>請求書がカラーコピーのものや、請求書自体が無いものが散見された。これは、文書の保存・管理事務に重大な過失があるものと推察され、公務の運営に重大な支障を生じさせる恐れがある。今後は厳正な文書管理に努められたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、文書取扱課長(総務課長)への報告を致しました。</p> <p>また、文書管理の不備・紛失は、事務処理上、重大な過失であることを認識し、今後は厳正な文書管理に努めます。</p>	

# 措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 定期監査

課 名：総務課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 収入事務について</p> <p>中津市職員労働組合から毎年、職員給与計算事務委託分として負担金を受け入れているが、平成6年の委託契約書により事務処理を行っている。 契約自体の必要性を検討し、必要であれば改めて契約を締結することを求める。 また、調定決議書の電子決裁時、調定の根拠、計算の基礎を明らかにした帳票を添付されたい。</p> <p>(2) 支出事務について</p> <p>① 職員採用試験委託料の請求書の単価と契約書の単価に違いがある。 支払い事務での基本的な確認を怠ることのないよう、予算執行には十分注意されたい。</p> <p>② 集会所小規模改修補助金実績報告書が、提出期限を超えている。 今後は、実績報告書等で補助事業完了日の確認がとれるように、また、状況によっては、補助事業事故報告書（様式第4号）の提出を求められたい。</p> <p>(3) その他（連合自治委員会計事務局）</p> <p>① 総会費用や切手代等、立替払いを行っているが、資金前渡命令書及び精算命令書がなかった。 本補助金については外部団体に支出した補助金ではあるものの、本団体の会計処理は市職員が努めているため、職員が管理している公金であり、公平かつ適正で透明性の高い補助金執行及び適切な履行確認の観点からも、中津市会計事務マニュアルに沿った事務に努められたい。</p>	<p>今後、契約書の締結につきましては、改めて契約の内容及び必要性の検討を行い、必要性があれば改めて契約を締結いたします。また、課員に対し正しい事務処理の周知徹底を行います。</p> <p>今回のご指摘を受け、誤りのあった支払いについて、精算のため委託会社に請求を行いました。 今後は、請求書と契約書を確認することをはじめ、支払い事務での基本的な確認を怠ることのないように努めます。</p> <p>今後は、補助事業完了日の分かる書類を添付するよう指導し、補助事業が予定の期間内に完了しなかった場合は、補助事業事故報告書（様式第4号）による報告を求めます。</p> <p>今後、立替払いについては、資金前渡命令書及び精算命令書により事務処理を行い、適正な財務処理に努めます。 また、連合自治委員会の会計事務においては、職員が公金を管理しているという自覚のもとに、今後、中津市会計事務マニュアルに沿った事務に努め、公平かつ適正で透明性の高い補助金執行を行います。</p>	

課 名：総務課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>② 旅費の積算方法に誤りがあった。 校区、支所単位で同一の単価としているが、会則第15条第2項に「中津市の旅費規程を準用する」とあるため、中津市旅費規程に沿った事務処理を行われたい。 また、計算書に積算の拠点、集合場所、開催場所等を記入されたい。</p> <p>③ 旅費の支払いを現金払いで行っている。 公金の取扱い等にかかる指針では「職員が可能な限り現金等に直接触れない仕組みを構築する」と示されている。口座払いへの移行を求める。</p>	<p>差額分につきましては、過払い分の返還分及び不足分の支給分を計算し、7月末までに返還、追支給の処理を行います。 今後、中津市旅費規程に沿って、計算書に積算の拠点、集合場所、開催場所等を記入し、適正な財務処理に努めます。</p> <p>今後、費用弁償の支払いにおいては「公金の取扱い等にかかる指針」に沿って、口座払いへの移行を検討します。</p>	